

愛知県が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達システム（CALS/EC）」という。）により、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行ってください。

設計共同体の申請は、単体としての入札参加資格が必要となりますので、令和6年4月以降受け付けます。（詳細は、令和6年4月上旬に愛知県公報に掲載予定です。）

なお、この申請に基づく入札参加資格者名簿は、県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する競争入札においても利用します。

## 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

### (1) 電子調達システム（CALS/EC）参加自治体に共通する要件

ア 入札参加の資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する方は、建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は、測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

このうち、「地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと」は、愛知県が独自に設定する要件です。

#### 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

#### 地方自治法施行令（抜粋） 続き

- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

ウ 次に掲げる愛知県税及び国税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む。）  
及び自動車税種別割

個人の場合：個人事業税及び自動車税種別割

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

（2）愛知県が独自に設定する要件

ア 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない方を除く。）。

イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

## 2 資格審査

（1）入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

（2）別紙1「設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、希望する登録業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、有資格者数、営業年数について資格審査を行い、総合点数を算定します。

## 3 申請の方法

（1）申請をする方は、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書／チュートリアル〉－「操作手引書」－

「入札参加資格申請」及び「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」

- (2) 申請は、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する代表権のある方の名義のICカードで行ってください。
- (3) 愛知県と契約を締結する営業所については、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。
- 契約を締結する営業所は、当該営業所において資格審査を希望する業種の営業を営むことを認められている必要があります。
- (4) 申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び後記「申請上の注意点」に従ってください。
- (5) 申請データを送信後、速やかに後記「5 別送書類」（1）で示す別送書類を郵送してください。
- (6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「5 別送書類」（3）に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

#### 4 受付期間

##### (1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

##### (2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年1月30日（金）まで

平日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

#### 5 別送書類

申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、（1）に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、（2）に記載する提出期日までに郵送により提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し（コピー）可）。

##### (1) 提出書類等

ア 電子調達システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	代表審査自治体	摘 要
登記事項 証明書 等	愛知県の場合	<p>①法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</p> <p>②個人の場合 以下のア及びイの両方が必要です。</p> <p>ア 代表者の身元証明書 （本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。 日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者 証明書の写し）</p> <p>イ 代表者の登記されていないことの証明書 （全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口 にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）</p> <p>上記の書類を（3）の提出先に郵送してください。</p>
	愛知県以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 （国税）	愛知県の場合	<p>納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合「その3の2」</li> <li>・法人の場合「その3の3」</li> </ul> <p>（本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン） で交付を受けることができます。）</p> <p>上記の書類を（3）の提出先に郵送してください。</p>
	愛知県以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 （県税）	愛知県の場合	<p>提出書類は不要です。</p> <p>申請時に入力した課税番号で確認します。</p> <p>※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県 税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。</p>
	愛知県以外の場合	<p>以下のいずれかの書類を申請画面で表示された代表審 査自治体に郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県県税事務所が発行した納税証明書 （未納税額がないこと用）</li> <li>・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義 務がないことの申出書」</li> </ul> <p>【参考】ポータルサイト（操作手引書／チュートリアル）－ 「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－ 「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」</p>

イ 愛知県が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘 要
社会保険届出を 確認できる書類	<p>以下の<u>いずれかの書類</u>を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1か月分の社会保険料の領収書の写し</li> <li>・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</li> <li>・社会保険料納入証明書の写し</li> </ul> <p>納入実績がない場合は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しを提出してください。</p> <p>届出の義務がない場合は、別紙様式1を提出してください。</p>
雇用保険届出を 確認できる書類	<p>以下の<u>ア及びイの両方の書類</u>を提出してください。</p> <p><b>ア 労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し</b></p> <p><b>イ 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</b></p> <p><u>ただし、労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の労働保険料等納入通知書の写し及び労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写しを提出してください。</u></p> <p>納入実績がない場合は、雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写しを提出してください。</p> <p>届出の義務がない場合は、別紙様式1を提出してください。</p> <p>※ 労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出してください。</p>

ウ 法令等による営業の登録を確認できる書類

以下の業種に関する資格審査を申請する場合に提出してください。

業 種	書 類
「1 建築設計」 「3 一般測量」 「4 航空写真測量」	<p>以下の<u>いずれかの書類</u>を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所登録証の写し〔「1」の場合〕</li> <li>・測量業者登録証の写し〔「3」・「4」の場合〕</li> <li>・その他、当該業種に係る登録を確認できる書類（国土交通省への登録（変更）申請書（事業者控え）等）の写し〔共通〕</li> </ul> <p><u>※ 特に、支店等を契約締結営業所とする場合は、その支店等が当該営業を営む営業所として登録されていることがわかるものを提出してください。</u></p>

エ 資本関係又は人的関係に関する書類

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の（ア）又は（イ）の関係にあたる者がいる場合、資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）を提出してください。

なお、該当する者がいない場合はこの資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）を提出する必要はありません。

**※ 申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。**

(ア) 資本関係

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ）と子会社等（同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

**親会社等及び子会社等の定義**

会社法第2条第4号の2 親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法第2条第3号の2 子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社（会社法第2条第3号の2に規定する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

(イ) 人的関係

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

**※ ①については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。**

**役員等の定義**

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

### 役員の定義（続き）

- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。

資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む）又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）を提出してください。

愛知県以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、申請データ送信後の到達確認画面または操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。）

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書／チュートリアル〉ー「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」ー「4. 2 設計・測量・建設コンサルタント等」

## （2）提出期日

### ア 定時受付

申請データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。  
ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着。

### イ 随時受付

申請データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。  
(データ送信日から7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。)

※ 上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします（以下同じ）。

### 【注意事項】

申請データの送信後は、申請内容の修正ができません。申請内容を十分確認した上で送信してください。特に定時受付期間中は、令和6・7年度定時受付及び令和4・5年度随時受付ともに申請の取下げができませんので注意してください。

## （3）提出先（郵送先）

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）  
電話番号：052-954-6608（ダイヤルイン）

## 6 審査（格付）状況照会

電子調達システム（CALS/EC）にアクセスして、審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」→「申請状況照会／補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書／チュートリアル〉ー「操作手引書」ー  
「入札参加資格申請」ー「6. 1 申請状況照会」

なお、別送書類及び申請内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。申請データ送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）。

## 7 審査（格付）結果

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスして、審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「格付結果照会」

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書／チュートリアル〉ー「操作手引書」ー  
「入札参加資格申請」ー「11. 2 審査結果照会」

なお、定時受付の場合は、令和6年3月末に審査終了のメールが送信される予定であり、令和6年4月1日（月）から格付結果の参照が可能です。

## 8 資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和6年4月1日（月））から令和8年3月31日（火）まで有効とします。

ただし、令和8年4月1日（水）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

申請年月日	入札参加資格登録年月日（予定）
令和6年1月4日～2月15日（定時受付分）	令和6年4月1日
令和6年4月1日～4月9日	令和6年5月7日
令和6年4月10日～令和8年1月30日	申請日の属する月の翌々月の最初の県庁開庁日

## 9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の申請をし、認定を受ける必要があります。

## 10 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る申請データ送信後の変更は、令和6年4月1日（月）以降に受付を行います。

(1) 申請方法

ア 以下の項目については、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

変更等事項		添付書類（別送書類）
① 商号又は名称(支店営業所を含む。)		なし ※ただし、ICカードの変更・登録が必要です。
② 所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス(支店営業所を含む。)		なし ※ただし、所在地が変わる場合は、ICカードの変更・登録が必要です。
③ 登録（業種追加を除く。）に関する事項		なし
④ 資本金（法人のみ）		なし
⑤ 本店代表者の職名又は氏名  ※ただし、本店代表者氏名が変わる場合は、ICカードの変更・登録が必要です。	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 登録時に示された代表審査自治体に郵送してください。
	個人	以下のア及びイの両方が必要です。 ア 代表者の身元証明書 （本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し） イ 代表者の登記されていないことの証明書 （全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。） 登録時に示された代表審査自治体に郵送してください。
⑥ 契約を締結する営業所代表者の職名又は氏名		なし ※ただし、営業所代表者氏名が変わる場合は、ICカードの変更・登録が必要です。
⑦ 廃業（入札参加資格の全部取下げを含む。）又は一部取下げ		なし

なお、⑤については、申請データ送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(2)に記載する提出先に別送書類を別送書類送付書とともに、データ送信日から7日以内（必着）に郵送により提出してください。

添付書類（別送書類）は、申請日において発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し（コピー）可）。

また、②及び⑤について、契約を締結する営業所を本店としている場合は、「申請者・資本金の変更」及び「営業所の登録内容の変更」とともに必要事項を入力し、送信してください。

※ ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、電子調達システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照して、速やかに手続きを行ってください。

なお、旧代表者名義のICカードは使用できません。旧代表者名義のICカードを使用した場合、指名停止措置等の対象となる場合があります。

【参考】ポータルサイトー（利用規約/ICカード）－「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」

イ 以下の項目については、電子調達システム（CALS/EC）では申請できません。（2）に記載する提出先に次表の別送書類を提出してください。

変 更 等 事 項	添 付 書 類（別送書類）
⑧ 資本関係又は人的関係（全て解消された場合及び新たに生じた場合を含む）	資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）

ウ 以下の項目については、（2）に記載する提出先に事前連絡の上、変更等届（別紙様式3）に必要事項を記載し、添付書類と併せて提出してください。その後、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。電子調達システム（CALS/EC）で必要な申請については、事前連絡時又は書類提出時に説明します。

変 更 等 事 項	添 付 書 類（別送書類）
⑨ 個人から法人への組織変更	（例） ・変更等届（別紙様式3） ・登録を必要とする場合は、法人の登録を証する書面 ・登記事項証明書の写し
⑩ 合併、営業権譲渡等による事業の承継	（例） ・変更等届（別紙様式3） ・法人の登録を証する書面（登録が必要な業種を希望する場合に限る。） ・登記事項証明書の写し ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し
⑪ 相続による事業の承継	（例） ・変更等届（別紙様式3） ・相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・相続人の登録を証する書面の写し（登録が必要な業種を希望する場合に限る。）

⑨～⑪については、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合があります。

エ 業種の追加に関する事項について

電子調達システム（CALS／EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

申請データ送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、（２）に記載する提出先に、次表の書類を別送書類送付書とともに、データ送信日から７日以内（必着）に郵送してください。

なお、添付書類（別送書類）は、申請日において発行日より３か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し（コピー）可）。

変 更 等 事 項	添 付 書 類（別送書類）
⑫ 業種追加に関する事項	５（１）ア、イ及びウに記載する書類

（２）提出先（郵送先）

愛知県建設局土木部建設総務課契約第一グループ（本庁舎６階南側）  
名古屋市中区三の丸三丁目１－２（郵便番号４６０－８５０１）

11 その他

（１）申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

また、建築設計を希望する方は建築士法第２３条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第５５条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録の更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

（２）申請後は、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

（３）当該申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システム（CALS／EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

## 【申請上の注意点】

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

申請内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

「電子調達システム（CALS/EC）」に掲載の操作手引書、画面上の指示に従って入力してください。

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書／チュートリアル〉－「操作手引書」－

「入札参加資格申請」－「5.6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請」

### 1 申請者情報入力

#### (1) 申請者情報

##### ア 所在地

登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を入力してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

(名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。)

(例)

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力してください。

##### イ 商号又は名称（フリガナ）

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

##### ウ 商号又は名称（漢字）

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

エ 代表者職氏名

個人事業主の場合、「代表者職氏名（役職）」は空欄にしてください。

オ 連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

(2) 申請先選択

申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、申請データ送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、データ送信を行ってください。

2 契約営業所入力

(1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

(名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。)

(例)

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力してください。

(2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、令和8年3月31日までと入力してください。

(3) 資格審査を希望する業種

資格審査を希望する業種を選択してください。

ア 設計の申請業種は、「1 建築設計」「2 設備設計」とします。

イ 測量の申請業種は、「3 一般測量」「4 航空写真測量」とします。

ウ 建設コンサルタントの申請業種は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録部門のうち、「5 河川、砂防及び海岸・海洋」「6 港湾及び空港」「7 道路」「8 上水道及び工業用水道」「9 下水道」「10 農業土木」「11 森林土木」「12 水産土木」「13 造園」「14 都市計画及び地方計画」「15 土質及び基礎」「16 鋼構造及びコンクリート」「17 建設環境」とします。

エ 「18 地質調査」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による土質調査、岩盤調査、物理探査、試験・計測等をいいます。

オ 補償コンサルタントの申請業種は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録部門のうち、「19 土地調査」「20 土地評価」「21 物件調査」「22 事業損失」とします。

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建設コ ンサル タント	1 2	水産土木
	2	設備設計		1 3	造園
測量	3	一般測量		1 4	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		1 5	土質及び基礎
建設コ ンサル タント	5	河川、砂防及び海岸・海洋		1 6	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		1 7	建設環境
	7	道路		地質調査	1 8
	8	上水道及び工業用水道	補償コ ンサル タント	1 9	土地調査
	9	下水道		2 0	土地評価
	1 0	農業土木		2 1	物件調査
	1 1	森林土木		2 2	事業損失

(4) 登録を受けている事業

申請時まで、次のア～ケの登録を受けているものについて、登録番号（数字のみ）及び登録年月日を入力してください（年度、登録官公庁名は入力しないでください。）。

「1.（一級・二級）建築士事務所」については、「級」を選択してください。

「3. 建設コンサルタント」については、登録を受けている部門の登録番号（数字のみ）及び登録年月日を入力してください。

ア 「1.（一級・二級）建築士事務所」

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合

イ 「2. 測量業者」

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合

ウ 「3. 建設コンサルタント」

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合

エ 「4. 地質調査業者」

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合

オ 「5. 補償コンサルタント」

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合

カ 「6. 不動産鑑定業者」

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合

キ 「7. 土地家屋調査士」

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。）

ク 「8. 司法書士」

司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合

ケ 「9. 計量証明事業者」

計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

### 3 共通情報入力

「自己資本額」、「損益計算書」、「貸借対照表」欄については、財務諸表等（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて入力してください。

#### (1) 年間実績高

ア 資格審査を希望する業種のみ入力してください。資格審査を希望しない業種の実績については、「その他」欄に入力してください。

イ 「直前2年度分決算」とは、直前1年度決算の前の決算を、「直前1年度分決算」とは、申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年間の平均実績高」とは、両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）を入力してください。

ウ 営業年度（決算日）の変更等で1年に満たない決算がある場合は、次の例により不足月数分を直前3年度分の決算の売上から補充し算定してください。

(例) 直前1年度の不足月数が3か月の場合

$$\frac{(\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算}}{2}$$

=直前2年間の年間平均実績高

エ 新規に営業を開始することにより、2年間に満たない場合は、次の計算式により算定してください。

各営業年度の実績高の合計額 / 2 = 直前2年間の年間平均実績高

オ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

※ 各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを入力し、建設業及び物品製造業等の実績は含めないでください。また、各々の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額（消費税抜き金額）を入力してください。

#### (2) 自己資本額

ア 「株主資本」欄は、法人の場合は払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を入力してください。（外資系企業の場合は、下段に外国資本の額を内数で入力してください。）

個人の場合は、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を入力してください。

イ 「評価・換算差額」欄は、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金がある場合は、その合計額を入力してください。

ウ 「新株予約権」欄は、新株予約権があった場合は、その額を入力してください。

エ 「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄は、入札参加資格申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄は、当該直前決算日から入札参加資格申請日までの間における増減額を入力してください。

#### (3) 損益計算書

「税引前当期純利益」欄は、直前1年度分決算により入力してください。

#### (4) 貸借対照表

「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」、「固定負債」、「繰延資産」及び「純資産合計」の各欄を入力した後、「計算」を押下すると「資産合計」及び「負債・純資産合計」の各欄は自

動計算されます。

(5) 経営比率

「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、「計算」を押下すると自動計算されます。

(6) 営業年数

「営業年数」欄は、資格審査を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を入力してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができます。

なお、吸収合併の場合は、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は、消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。

(7) 常勤職員数

申請日現在において、常時雇用している従業員の数を入力してください。

「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日現在において、常時雇用している従業員の内、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員（兼業部門等職員）及び常勤役員の数を入力してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

友好・協力関係にある別企業の職員を記載せず、あくまで自社の職員数のみ記載してください。

(8) 外国資本（50%以上）の有無

外国資本が50%以上の場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を選択してください。

(9) 外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ「国名」に外国名を入力し、「(比率 %)」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「(2) 日本国籍会社 (比率100%)」とは、100%外国資本の会社を、「(3) 日本国籍会社 ( %)」とは、一部外国資本の会社をそれぞれ指します。

(10) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(11) 有資格者数

ア 該当する資格について、別表「有資格者コード一覧」を参照し、申請日現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇（建築士については「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については、上位のもののみ、技術士については、同一部門内（総合技術監理部門において当該部門内の科目を選択科目とするものを含む。）でいずれか1つを、またRCCMについては、希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

イ 「実人数」欄には、実際の資格取得者数を入力してください。

合計は、次の「技術者名簿」の人数と一致します。

#### (12) 技術者名簿

申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号を入力してください。

また、「合計」欄には、当該資格の延べ数を、「実人数」欄には、実際の資格取得者数を入力してください。これら2項目は、「有資格者数」と一致します。

なお、技術者名簿の人数が50人を超える場合は、システムでの受付ができません。「技術者名簿が50人を超える場合にチェックしてください。」の□をチェックし、別紙様式4に示した様式にて技術者名簿を作成し、添付ファイルとして送信してください（異なる様式で作成された技術者名簿は受理いたしません。）。

技術者名簿には、名前順ではなく、「有資格者コード一覧」の番号順で記載してください。

#### <技術者名簿記載例>

(正)

氏名	番号
東海 一郎	2 1
愛知 二郎	2 1
名古屋 三郎	2 1
愛知 二郎	2 5
東海 一郎	7 0

(誤)

氏名	番号
東海 一郎	2 1
〃	7 0
愛知 二郎	2 1
〃	2 5
名古屋 三郎	2 1

※ 友好・協力関係にある別企業の職員を記載せず、あくまで自社の職員数のみ記載してください。

※ 同姓同名の技術者については、氏名に記号を付けるなど、区別が付くよう記載してください。

(例) 東海 一郎A、東海 一郎B など

## 4 個別情報入力

### (1) 希望業種実績

愛知県への申請においては入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、表示されている自治体に問い合わせてください。

### (2) 株主（出資者）調書

「設計」業務を希望する方のみ入力してください。

なお、個人事業主の方は「1株」「1円」を入力してください。

### (3) 代表取締役又は個人事業主の略歴書

「設計」業務を希望する方のみ記入してください。なお、合資会社の無限責任社員の方も含みます。賞罰は、該当のある方のみ入力してください。

なお、「丁目」、「番」及び「号」は、「全角ハイフン（-）」で入力してください。

### (4) 税の未納がないことの確認

愛知県に納税義務がある事業者の方で、申請要領1（1）ウにおいて指定する愛知県税について、未納がない場合は、「はい」を、そうでない場合は、「いいえ」を選択してください。

（なお、愛知県に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。）

(5) 納税状況の確認についての同意

愛知県に納税義務がある事業者の方で、申請要領1(1)ウにおいて指定する愛知県税について、本県が納税状況を確認することについて同意する場合は、「はい」を、そうでない場合は、「いいえ」を選択してください。

また、確認することについて同意される場合は、次の課税番号を入力してください。

・法人の場合：法人県民税・事業税の確定申告書に記載してある「9桁の管理番号」

・個人の場合：個人事業税の納税通知書に記載してある「12桁の固有番号」

(なお、愛知県に納税義務のない事業者の方は、「はい」を選択し、「課税番号」欄には、法人の場合は半角「0」を9桁、個人の場合は半角「0」を12桁入力してください。)

(6) 申請先自治体との指名・契約実績

資格審査を希望する業種について、申請日からさかのぼって2年以内に、愛知県から指名通知を受けた実績及び契約実績がある場合は、「有」を、そうでない場合は、「無」を選択してください。(契約実績「有」を選択した方は、指名通知を受けた実績「有」を選択してください。)。また、愛知県の外郭団体である公社等からの指名・契約実績は除きます。

**※ 愛知県から指名通知を受けた実績とは、以下のいずれかの場合をいいます。**

- ・指名通知、見積通知を受けた実績
- ・プロポーザル方式で技術提案書の提出依頼を受けた実績
- ・一般競争入札（事前審査方式）において、参加資格有りとして認められた実績
- ・事後審査方式一般競争入札で落札者となった実績（落札者以外の方は、指名通知を受けた実績とは認められません。）

別表【有資格者コード一覧】

技術士		技術士補	
<建設部門>又は<総合技術監理部門>		23	<建設部門>
1	土質及び基礎	24	<上下水道部門>
2	土質及び基礎以外の有資格者	25	<農業部門>
<上下水道部門>又は<総合技術監理部門>		26	<森林部門>
3	上水道及び工業用水道	27	<水産部門>
4	下水道	28	<機械部門>
<農業部門>又は<総合技術監理部門>		29	<電気電子部門>
5	農業農村工学（旧：農業土木を含む）	30	<衛生工学部門>
6	農村地域・資源計画（旧：農村環境を含む）	31	<情報工学部門>
<森林部門>又は<総合技術監理部門>		32	<応用理学部門>
7	森林土木	33	<環境部門>
8	林業・林産（旧：林業を含む）	R C C M	
<水産部門>又は<総合技術監理部門>		34	河川、砂防及び海岸・海洋
9	水産土木	35	港湾及び空港
10	水産資源及び水域環境（旧：水産水域環境を含む）	36	道路
<機械部門>又は<総合技術監理部門>		37	上水道及び工業用水道
11	流体機器（旧：流体工学を含む）	38	下水道
12	機構ダイナミクス・制御（旧：交通・物流機械及び建設機械を含む）	39	農業土木
13	加工・生産システム・産業機械（旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む）	40	森林土木
14	（欠番）	41	水産土木
15	上記以外の機械部門の有資格者	42	造園
<電気電子部門>又は<総合技術監理部門>		43	都市計画及び地方計画
16	電気電子部門の有資格者	44	土質及び基礎
<衛生工学部門>又は<総合技術監理部門>		45	鋼構造及びコンクリート
17	水質管理	46	建設環境
18	廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理を含む）	47	上記以外のRCCMの有資格者
19	（欠番）		
<情報工学部門>又は<総合技術監理部門>			
20	情報工学部門の有資格者		
<応用理学部門>又は<総合技術監理部門>			
21	地質		
<環境部門>又は<総合技術監理部門>			
22	環境部門の有資格者		

その他			
48	一級建築士	75	第二種電気主任技術者
49	二級建築士	76	第三種電気主任技術者
50	測量士	77	環境計量士
51	測量士補	78	エネルギー管理士
52	1級土木施工管理技士	79	公害防止管理者水質関係第1種
53	2級土木施工管理技士（土木）		公害防止管理者水質関係第2種
54	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	80	伝送交換主任技術者
55	2級土木施工管理技士（薬液注入）	81	線路主任技術者
56	1級管工事施工管理技士	82	土地区画整理士
57	2級管工事施工管理技士	83	畑地かんがい技士
58	1級建設機械施工管理技士	84	農業集落排水計画設計士
59	2級建設機械施工管理技士	85	農業土木技術管理士
60	1級造園施工管理技士	86	地質調査技士
61	2級造園施工管理技士	87	土地家屋調査士
62	下水道技術検定1種	88	司法書士
63	下水道技術検定2種	89	不動産鑑定士
64	下水道技術検定3種	90	不動産鑑定士補
65	（欠番）	91	公認会計士
66	推進工事技士	92	会計士補
67	小規模ダム工事総括管理技術者	93	税理士
68	ダム工事総括管理技術者	94	補償業務管理士
69	地すべり防止工事士	95	木造建築士
70	基礎施工士	96	中小企業診断士
71	コンクリート主任技士	97	建築設備士
72	コンクリート技士	98	構造設計一級建築士
73	土木用コンクリートブロック技士	99	設備設計一級建築士
74	第一種電気主任技術者	100	建築積算士（建築積算資格者）

〔1人で重複できない資格は、下記の番号の組合せ〕

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11～15	17と18	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

また、技術士の資格について、次の表の左欄に掲げる資格を有するものは、右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

機械部門（流体機械）	機械部門（流体工学）
機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
機械部門（機械設備）	機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
衛生工学部門（廃棄物処理） 衛生工学部門（廃棄物管理計画）	衛生工学部門（廃棄物管理）

[別紙1]

設計・測量・建設コンサルタント等業務請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定について

1 業種区分・・・・・・・・別記1業務内容のとおり 22区分

2 総合点数算定式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D \quad (300 \text{ 点満点})$$

A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)  
 B = 自己資本額の点数 (10～30点)  
 C = 有資格者数の点数 (10～30点)  
 D = 営業年数の点数 (10～30点)

なお、総合点数については入札参加資格者名簿登録時に決定し、資格の有効期限まで有効とし、原則として再認定は行いません。

A 年間平均実績高の点数

希望する業種に係る直前2年間の年間平均実績高に応じ、別表1の点数表に掲げる点数

B 自己資本額の点数

次の式で得た自己資本額数値に応じ、別表2の点数表に掲げる点数

$$\text{自己資本額数値} = \text{自己資本額} \div \text{全体（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の年間平均実績高} \times 100$$

C 有資格者数の点数

希望する業種に係る別記2の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X欄又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値（合計数値）に応じ、別表3の点数表に掲げる点数

D 営業年数の点数

営業年数に応じ、別表4の点数表に掲げる点数

別表1 A 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表2 B 自己資本額の点数表

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表3 C 有資格者数の点数表

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

別表4 D 営業年数の点数表

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

## 別記 1

## 業務内容

業 種 区 分	業 務 内 容
1 建築設計	建築一般
2 設備設計	設備一般
3 一般測量	測量一般、地図の調製
4 航空写真測量	航空測量
5 河川、砂防 及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
6 港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は湾岸若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
7 道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
8 上水道及び 工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
9 下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
10 農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
11 森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
12 水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
13 造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
14 都市計画及び 地方計画	都市計画若しくは地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
15 土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
16 鋼構造及び コンクリート	鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
17 建設環境	自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
18 地質調査	地質調査
19 土地調査	土地調査
20 土地評価	土地評価、不動産鑑定
21 物件調査	物件、機械工作物、営業・特殊補償、補償関連
22 事業損失	事業損失

## 別記 2

## 審査対象となる資格

部 門	業 種 区 分	X	Y
設 計	建 築 設 計	48. 一級建築士 98. 構造設計一級建築士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士 97. 建築設備士 100. 建築積算士（建築積算資格者）
	設 備 設 計	48. 一級建築士 97. 建築設備士 99. 設備設計一級建築士	49. 二級建築士 100. 建築積算士（建築積算資格者）
測 量	一 般 測 量	50. 測量士	51. 測量士補
	航 空 写 真 測 量		
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川、砂防及び海岸・海洋	別添「建設コンサルタント関係資格(1)～(3)」のとおりに	
	港 湾 及 び 空 港		
	道 路		
	上水道及び工業用水道		
	下 水 道		
	農 業 土 木		
	森 林 土 木		
	水 産 土 木		
	造 園		
	都市計画及び地方計画		
	土 質 及 び 基 礎		
	鋼構造及びコンクリート		
建 設 環 境			
地 質 調 査		1. 技術士建設部門 又は総合技術監理部門 (土質及び基礎) 21. 技術士応用理学部門 又は総合技術監理部門 (地質)	86. 地質調査技士
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	土 地 調 査	50. 測量士 87. 土地家屋調査士 88. 司法書士	51. 測量士補 94. 補償業務管理士
	土 地 評 価	89. 不動産鑑定士	90. 不動産鑑定士補 94. 補償業務管理士
	物 件 調 査	48. 一級建築士 11～15. 技術士機械部門 又は総合技術監理部門 16. 技術士電気電子部門 又は総合技術監理部門 91. 公認会計士 93. 税理士	49. 二級建築士 28. 技術士補機械部門 29. 技術士補電気電子部門 92. 会計士補 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士 96. 中小企業診断士
	事 業 損 失	48. 一級建築士	49. 二級建築士 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士

業種区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2（建設コンサルタントについては、別添「建設コンサルタント関係資格」に掲げる数値）を乗じ、その和に応じた点数を付与します。

# 建設コンサルタント関係資格（１）

資格名	業種	河川、砂防 及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道 路	上水道及び 工業用水道	下 水道	農業土木	森林土木	水産土木	造 園	都市計画及 び地方計画	土質及び 基礎	鋼構造及び コンクリート	建設環境
技術士 (建設部門)又は(総合技術監理部門)														
1. 土質及び基礎		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2. 土質及び基礎以外の有資格者 (上下水道部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3. 上水道及び工業用水道		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
4. 下水道 (農業部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
5. 農業農村工学 <sup>※1</sup>		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6. 農村地域・資源計画 <sup>※2</sup> (森林部門)又は(総合技術監理部門)							3							3
7. 森林土木		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8. 林業・林産 <sup>※3</sup> (水産部門)又は(総合技術監理部門)								3						3
9. 水産土木		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10. 水産資源及び水域環境 <sup>※4</sup> (機械部門)又は(総合技術監理部門)									3					3
11. 流体機器 <sup>※5</sup>		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
12. 機構ダイナミクス・制御 <sup>※6</sup>		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
13. 加工・生産システム・産業機械 <sup>※7</sup> (電気電子部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
16. 電気電子部門の有資格者 (衛生工学部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
17. 水質管理		3	3		3	3	3		3					3
18. 廃棄物・資源循環 <sup>※8</sup> (情報工学部門)又は(総合技術監理部門)			3			3								3
20. 情報工学部門の有資格者 (応用理学部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
21. 地質 (環境部門)又は(総合技術監理部門)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
22. 環境部門の有資格者		3	3	3			3	3	3	3	3			3

※1 旧：農業土木を含む      ※5 旧：流体工学を含む  
 ※2 旧：農村環境を含む      ※6 旧：交通・物流機械及び建設機械を含む  
 ※3 旧：林業を含む            ※7 旧：加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械を含む  
 ※4 旧：水産水域環境を含む    ※8 旧：廃棄物管理を含む

## 建設コンサルタント関係資格（２）

資格名	業種												
	河川、砂防及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道 路	上水道及び 工業用水道	下 水道	農業土木	森林土木	水産土木	造 園	都市計画及び 地方計画	土質及び 基礎	鋼構造及び コンクリート	建設環境
技術士補													
23.（建設部門）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24.（上下水道部門）				2	2					2			
25.（農業部門）						2							
26.（森林部門）							2						
27.（水産部門）								2					
28.（機械部門）				2	2								
29.（電気電子部門）				2	2								
30.（衛生工学部門）				2	2								
31.（情報工学部門）												2	
32.（応用理学部門）										2			
33.（環境部門）													2

R C C M													
34. 河川、砂防及び海岸・海洋	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
35. 港湾及び空港	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
36. 道路	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37. 上水道及び工業用水道	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
38. 下水道	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
39. 農業土木	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
40. 森林土木	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
41. 水産土木	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
42. 造園	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2
43. 都市計画及び地方計画	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
44. 土質及び基礎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
45. 鋼構造及びコンクリート	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
46. 建設環境	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
47. 上記以外の R C C M の有資格者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

### 建設コンサルタント関係資格（3）

資格名	業種													
	河川、砂防及び 海岸・海洋	港湾及び 空港	道	路	上水道及び 工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	都市計画及び 地方計画	土質及び 基礎	鋼構造及び コンクリート	建設環境
その他														
48. 一級建築士					2	2	2			2	3			
50. 測量士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
52. 1級土木施工管理技士	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
53. 2級土木施工管理技士（土木）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
54. 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）													2	
55. 2級土木施工管理技士（薬液注入）					2	2						2		
56. 1級管工事施工管理技士					2	2					2			
57. 2級管工事施工管理技士					2	2					2			
58. 1級建設機械施工管理技士	2	2	2				2	2	2			2	2	2
59. 2級建設機械施工管理技士	2	2	2				2	2	2			2	2	2
60. 1級造園施工管理技士									3					
61. 2級造園施工管理技士									2					
62. 下水道技術検定1種						2								
63. 下水道技術検定2種						2								
64. 下水道技術検定3種						2								
66. 推進工事技士					2	2	2							
67. 小規模ダム工事総括管理技術者	2						2	2						
68. ダム工事総括管理技術者	2													
69. 地すべり防止工事士	2			2				2						
70. 基礎施工士		2	2	2	2	2	2	2	2			2		
71. コンクリート主任技士		2	2				2	2	2				2	
72. コンクリート技士		2					2		2					
73. 土木用コンクリートブロック技士		2					2		2					
74. 第一種電気主任技術者					2	2								
75. 第二種電気主任技術者					2	2								
76. 第三種電気主任技術者					2	2								
77. 環境計量士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
78. エネルギー管理士						2								2
79. ①公害防止管理者水質関係第1種	2					2	2							2
79. ②公害防止管理者水質関係第2種	2					2	2							2
80. 伝送交換主任技術者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
81. 線路主任技術者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
82. 土地区画整理士							2				3			
83. 畑地かんがい技士							2							
84. 農業集落排水計画設計士							2							
85. 農業土木技術管理士							2							

令和 年 月 日

愛知県知事  
愛知県公営企業管理者企業庁長 殿

住 所  
事業所名  
代表者職氏名

下記理由により、社会保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

(社会保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関( )に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人又は個人事業主のための事業所であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」の「番号： 」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関( )に問い合わせを行い、判断しました。

別紙様式1別表

<雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例>

番号	区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
1	短時間就労者 (パートタイマー) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上の雇用見込みがあること。	左記①又は②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
2	学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の方 ③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方。	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①から④に該当する者は除く。)については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
3	株式会社等の取締役、合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社団又は財団の役員等	株式会社等の取締役、合同会社等の社員は原則として被保険者となりません。 しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者となりません。 また、法人等の役員等(代表者以外の取締役・監査役等)についても、原則として被保険者となりません。
4	2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません(二重の資格取得はできません。)
5	試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	

番号	区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
6	長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
7	在日外国人	<p>日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。</p> <p>外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。</p> <p>左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む。）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる期間は、被保険者となりません。</p>
8	事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p>
9	国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。

番号	区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
10	船員	<p>船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわらず被保険者となります。</p> <p>船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。</p>	
11	生命保険会社等の 外務員・外交員・ 営業部員等	<p>職務の内容やサービスの態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。</p>	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。
12	在宅勤務者 ※労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。</p> <p>① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間又は時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。</p>	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。
13	週所定労働時間 20時間未満で 複数の事業所で働く 65歳以上の労働者 (マルチジョブホルダー)	<p>次の3つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ることによって、特例的に被保険者となります。</p> <p>① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること ② 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること</p>	

(参考) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり(令和5年9月)」

愛知県知事

愛知県公営企業管理者企業庁長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

建設業許可番号 国土交通大臣 一般  
知事 特 許可（ ）第 号

資本関係又は人的関係のある者について、次のとおり申告します。

## 1. 資本関係のある者について

- ① 自社にとって親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。以下同じ）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ② 自社にとって子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの。以下同じ）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ③ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

## 2. 人的関係のある者について

## 【役員兼任に関する事項】

役職名	フリガナ 氏名	兼任先の フリガナ 商号又は名称	兼任先の 建設業許可番号	兼任先での 役職	備考

## &lt;記載上の注意&gt;

- ※1 自社と資本又は人的関係がある者について記載すること（申告書の提出が必要な事例を参照してください）。
- ※2 **親会社等は全ての業種を記載の対象とし、持株会社等（個人を含む）についても記載すること。**  
**子会社等は愛知県が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。**
- ※3 **役員兼任に関する事項は愛知県が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。**  
 役職名には、代表取締役、取締役、執行役、業務執行社員、理事、管財人など該当する役職を記載すること。
- ※4 申告した内容に変更が生じた場合は、本様式に変更後の自社と資本又は人的関係がある者全てを記載のうえ提出してください。なお、全て解消された場合は、備考欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。

## 資本関係又は人的関係に該当する基準

入札参加を希望する者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員をいう。）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### 1. 資本関係

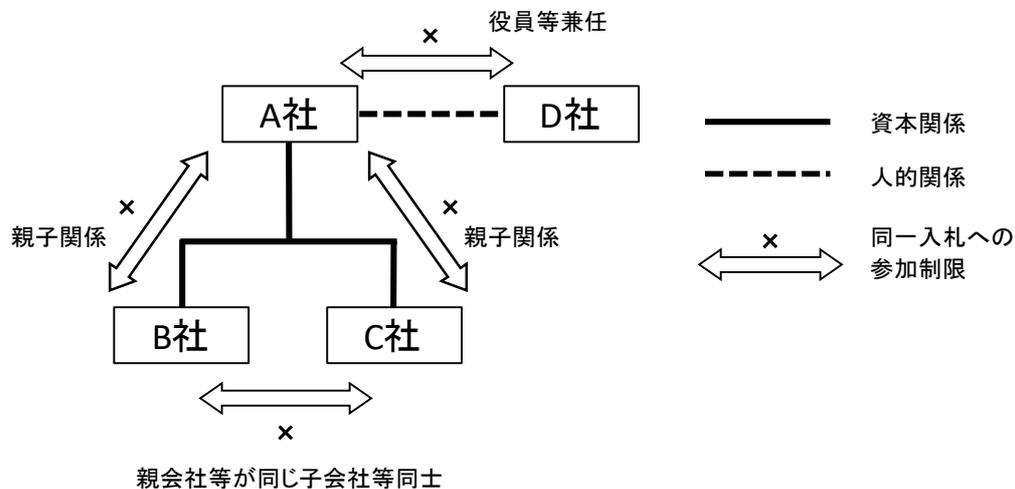
- ①親会社等と子会社等の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2. 人的関係

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

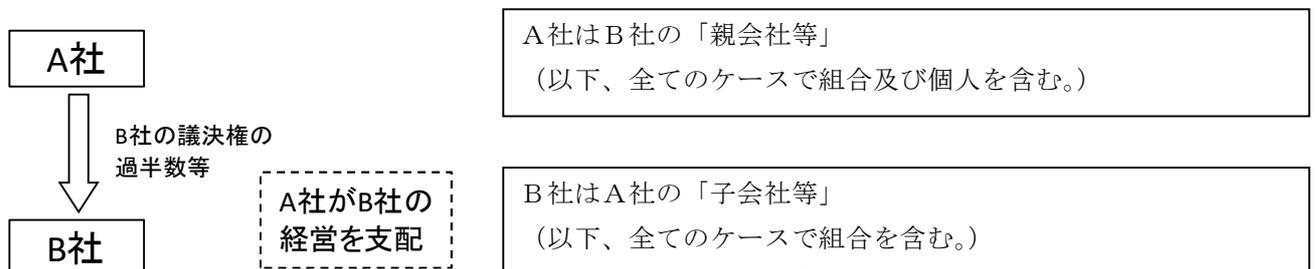
### 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合



## 申告書の提出が必要な事例

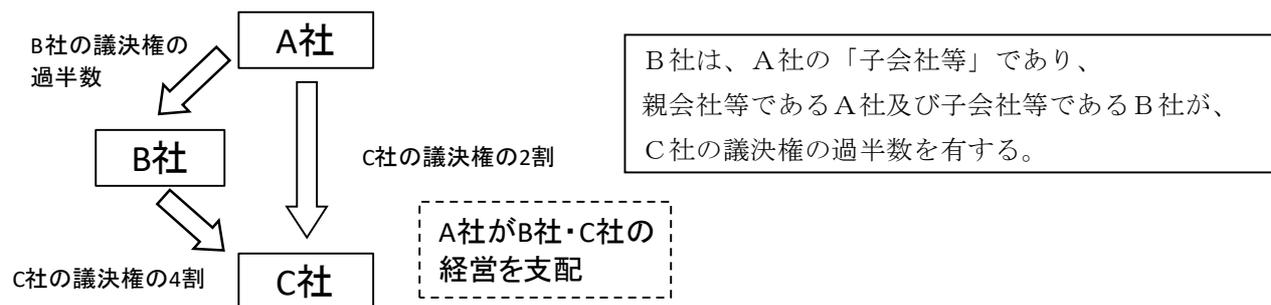
### <ケース I (1. 親会社等と子会社等の関係)>



### 申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社

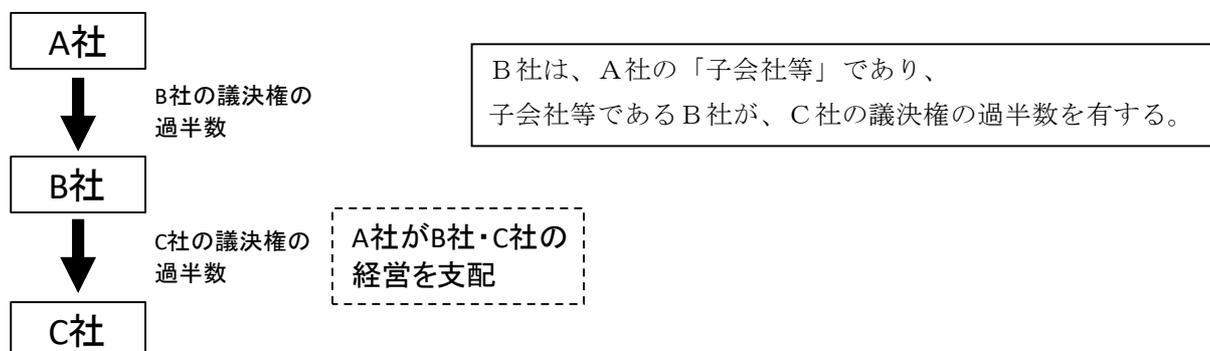
<ケースⅡ (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等を同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

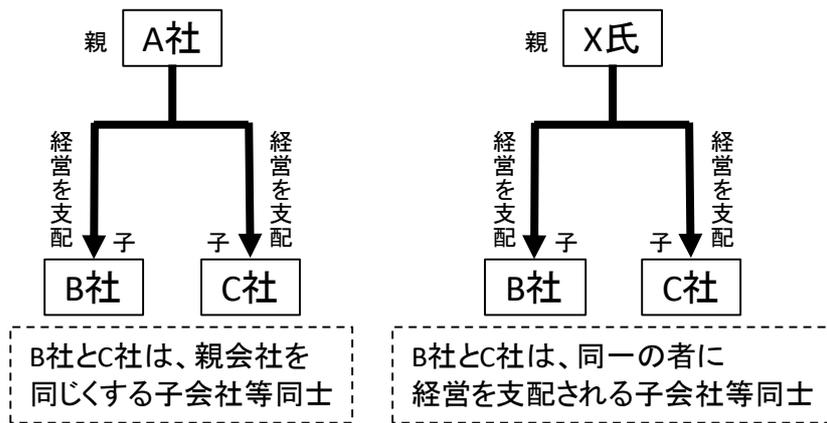
<ケースⅢ (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等を同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ②子会社等の関係にあたる者	C社
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社・B社
	1. ③親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

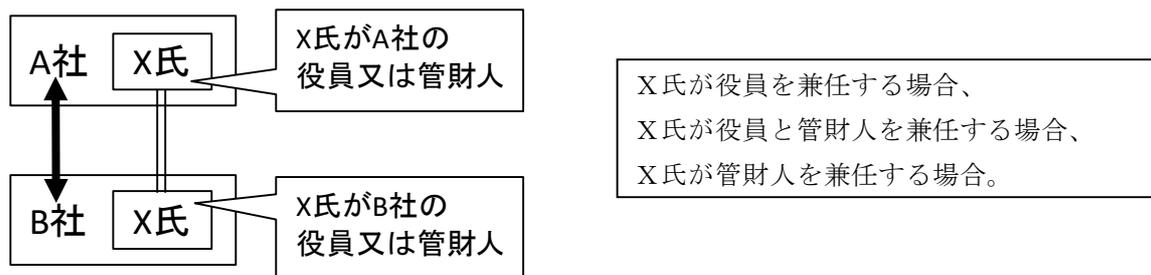
<ケースⅣ (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社又はX氏
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社又はX氏
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

<ケースⅤ (2. 人的関係(役員の兼任))>



申告書の記載

A社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	B社
B社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	A社



